

山梨市

循環型社会形成推進地域計画

山梨市

平成 28 年 12 月 13 日

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1)	対象地域.....	1
(2)	計画期間.....	2
(3)	基本的な方向.....	2
(4)	広域化の検討状況.....	2
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状.....	4
(2)	生活排水処理の現状.....	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標.....	6
(4)	生活排水処理の目標.....	7
3.	施策の内容.....	8
(1)	発生抑制・再使用の推進.....	8
(2)	処理体制.....	10
(3)	処理施設の整備.....	14
(4)	その他の施策.....	14
4.	計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1)	計画のフォローアップ.....	16
(2)	事後評価及び計画の見直し.....	16
	様式 1～3.....	17
	参考資料様式 1～5.....	21
	添付資料 1～6.....	24

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 市町村名 山梨市
- ◇ 面積 289.80km²
- ◇ 人口 36,089人（平成28年3月31日現在）



図1 対象地域図

参考として、添付資料1 (P24) に関係施設の位置図を添付します。

(2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、計画目標年度を平成 34 年度とします。

目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

山梨市は、面積の約 8 割を森林が占め、甲武信ヶ岳に代表される秩父山系や西沢渓谷など、秩父多摩甲斐国立公園の区域内にある北部の山々に囲まれています。

澄んだ空気、広大な果樹園地が広がり、日本有数の桃とぶどうの里であり、市内を流れる笛吹川とその支流の琴川、鼓川、重川、日川の清流の恩恵を受け古くから峡東地域の経済、文化などの拠点として栄えてきました。健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会を目指します。

廃棄物の総排出量は、ほぼ一定の傾向を示しています。家庭系廃棄物の排出量は増加と減少を繰り返しています。循環型社会を構築するため、発生抑制や再利用、資源化を推進し、循環型社会にふさわしい 3R・処理システムの構築を目指します。事業系廃棄物の排出量は減少傾向を示していますが、さらなる排出量の削減に向けて取り組んでいきます。

生活排水に関する現状は、これまでの本市の河川水質調査においては、比較的良好な結果が得られていますが、単独処理浄化槽及び生活雑排水による汚濁負荷を更に削減する必要があります。そのため、下水道等の整備対象区域外については、合併処理浄化槽の整備を進めます。

(4) 広域化の検討状況

山梨県は、平成 11 年 3 月に策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」の計画期間が満了したことから、平成 20 年 3 月に新たに「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定しました。ダイオキシン類の削減だけでなく、循環型の形成に向けたリサイクルの推進や最終処分量の削減、スケールメリットを活かした公共コストの縮減のため、山梨県内を A、B、C の 3 ブロックに分け、ごみの広域的処理を推進することとしています。

甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の 4 市は、この計画において C ブロックに指定され、共同処理を行うことになりました。広域処理することにより熱回収等についての効率化が推進されること、管理を集中化することで高度処理が可能となり環境負荷の低減が図られること、またスケールメリットにより施設建設及び運営コストの効率化が期待できます。

また、広域処理は、一部事務組合により建設・運営管理を行うこととしました。平成 29 年度から、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイク

ルセンター)を稼働し、広域処理を推進します。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

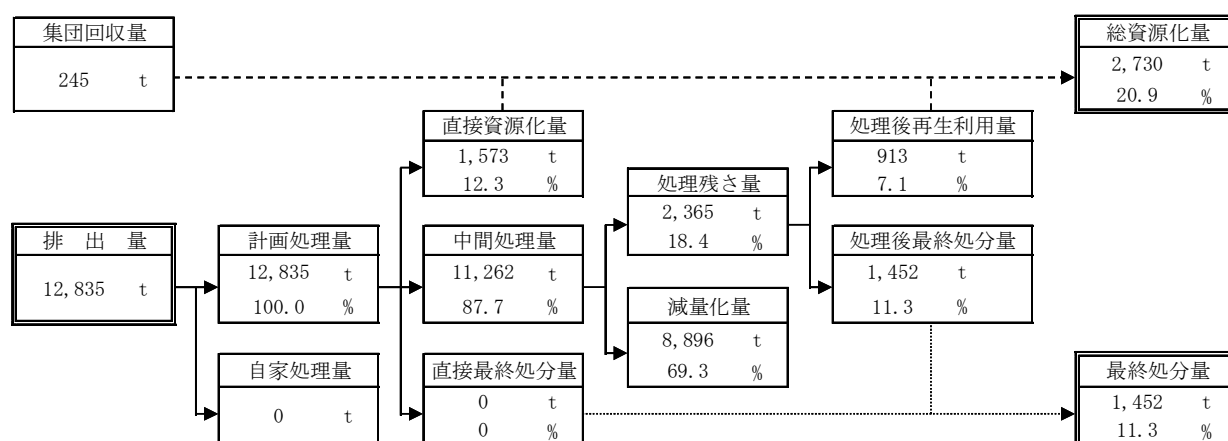
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりです。

総排出量は、集団回収も含め、13,080 トンであり、再生利用される総資源化量は 2,730 トン、リサイクル率は 20.9%となっています。

中間処理による減量化量は 8,896 トンであり、集団回収を除いた排出量の 69.3%が減量化されています。また、集団回収を除いた排出量の 11.3%に当たる 1,452 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち焼却処理は 10,225 トンです。山梨市環境センター、東山梨環境衛生センターでは、余熱を利用した施設内での温水利用が行われています。

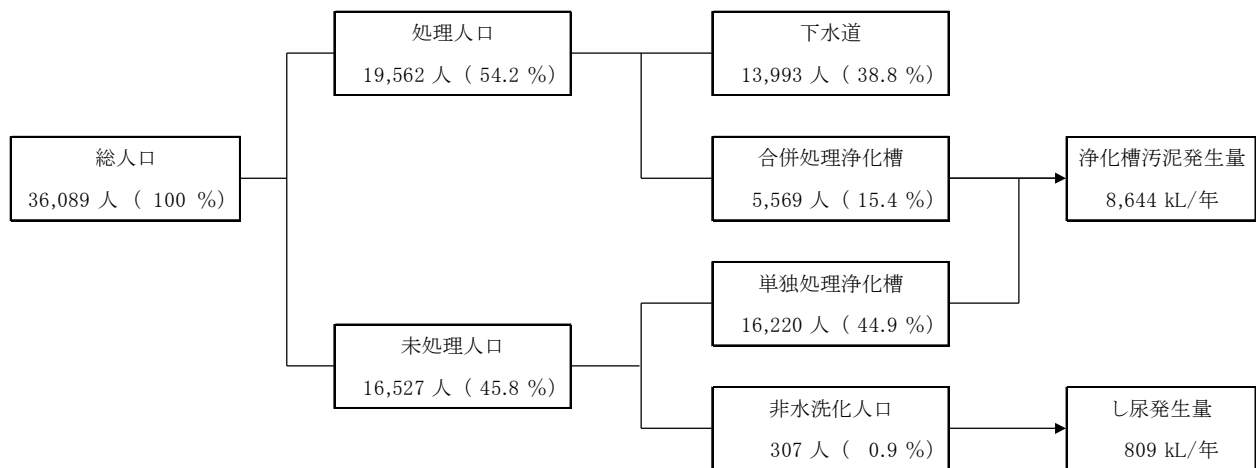


注：ごみ量、割合は、四捨五入により合計が合わない場合がある。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 27 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥の排出は図 3 のとおりです。生活排水処理対象人口は、全体で 36,089 人であり、水洗化人口は 19,562 人、汚水衛生処理率（＝（下水道＋合併処理浄化槽の各人口）／（生活排水処理対象人口））は 54.2%です。し尿発生量は 809kL/年、浄化槽汚泥発生量は、8,644kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 9,453kL/年です。



注: 人口の割合は、四捨五入により合計が合わない場合がある。

図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組みます。平成34年度の目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図4のようになります。

参考として、添付資料2(P25)に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (平成27年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成34年度)
排出量	事業系総排出量	2,533 トン	2,201 トン (-13.1 %)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.8 トン/事業所	1.6 トン/事業所 (-11.1 %)
	家庭系総排出量	10,301 トン	9,343 トン (-9.3 %)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	230 kg/人	226 kg/人 (-1.8 %)
合計排出量合計		12,835 トン	11,544 トン (-10.1 %)
再生利用量	直接資源化量	1,573 トン (12.3 %)	1,612 トン (14.0 %)
	総資源化量	2,730 トン (20.9 %)	3,405 トン (28.9 %)
	熱回収量(年間の発電電力量)	—	4,216 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	8,896 トン (69.3 %)	7,817 トン (67.7 %)
最終処分量	埋立最終処分量	1,452 トン (11.3 %)	551 トン (4.8 %)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数)

なお事業所数は、「経済センサス-基礎調査(総務省)」

(平成26年)を用い、平成34年度については平成26年度と同数とした。

※3 (1人当たりの排出量)={(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)}/(人口)

※4 四捨五入により、合計値が合わない場合がある。

《指標の定義》

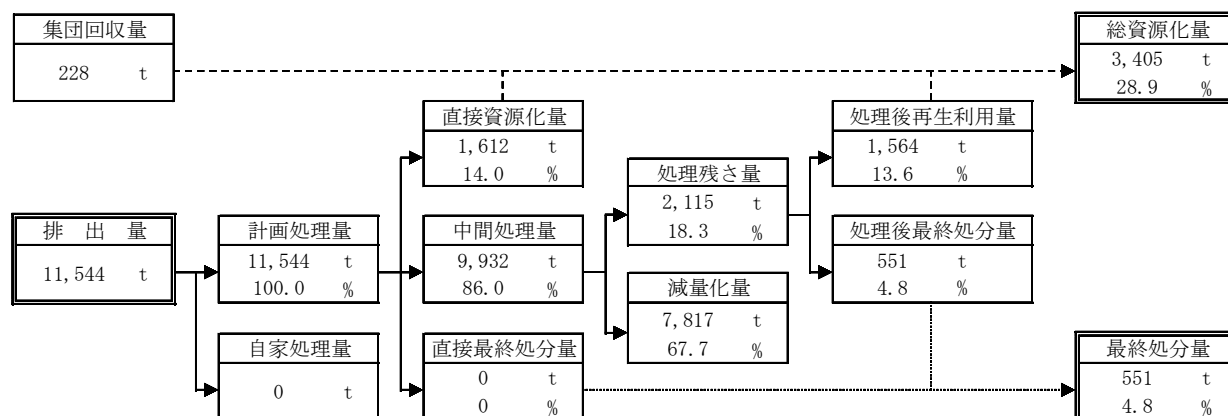
排出量：事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量：エネルギー回収推進施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位:トン]



注：ごみ量、割合は、四捨五入により合計が合わない場合がある。

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成34年度)

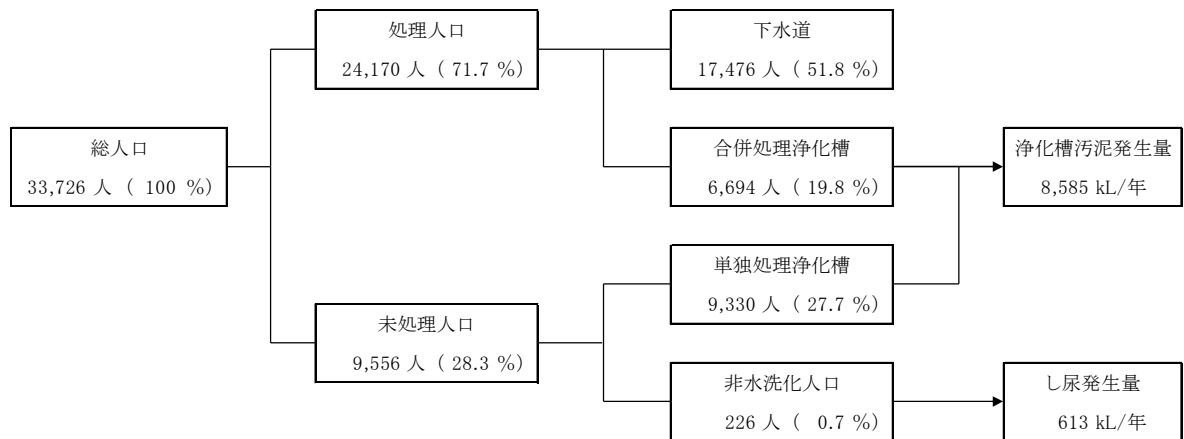
(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。平成 34 年度の目標達成時の生活排水処理状況は図 5 のとおりです。

参考として添付資料 3 (P26) に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		年度	平成27年度実績	平成34年度目標
処理形態別人口	下水道		13,993 人	17,476 人
	合併処理浄化槽等		5,569 人	6,694 人
	未処理人口		16,527 人	9,556 人
	合計		36,089 人	33,726 人
汚し尿の量	汲取し尿		809 kL/年	613 kL/年
	浄化槽汚泥量		8,644 kL/年	8,585 kL/年
	合計		9,453 kL/年	9,198 kL/年



注: 人口の割合は、四捨五入により合計が合わない場合がある。

図 5 生活排水処理の処理状況フロー (平成 34 年度)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 環境教育、普及啓発、助成の推進

- ① ごみ問題や環境に関するパンフレット等の作成、出前講座を開催することで、小学生や一般市民に対する環境教育を実施します。

平成 18 年度から出前講座を開設し、ごみを出さない暮らし方や廃棄物処理の現状などについて、区、自治会、小中学校などの要望により職員が地域に出向き講座を開催しています。また、平成 23 年度には、ごみ減量化推進モデル事業を実施し、モデル地区に指定した地区へ出向き、家庭ごみの組成割合の多くを占める、生ごみ、紙類、プラスチック類の処理や分別方法について、あらためて講習会を行い、住民がごみ減量化に取り組む意識の高揚を図っています。

加えて、市内小学校において、総合的な学習の時間を利用して、ごみ処理施設や BDF 製造施設の見学を行っています。

また、「山梨市廃棄物バイオマス（廃食油）循環モデル事業」として、BDF 用廃食油の収集によるごみ減量と地球温暖化防止を目指し、市内小学校に出向いてエコキャンドル作りの事業を実施しています。

授業を受けた子供たちが各家庭へエコキャンドルと授業で学んだことを持ち帰ることにより PR と普及啓発を目指すものです。上記の活動の他にも、山梨市では、キッズ ISO14000 等の認定制度を設けており、次代を担う子供たちの環境教育に取り組んでいます。

また、ごみを減量化、分別することの重要性を住民や事業者理解してもらうために、広報等による啓発活動を推進するとともに、ごみの減量や環境保全等を目的としたボランティア（NPO 等含む）やリサイクル推進員の活動支援等を行っています。

- ② 生ごみ処理機の無料貸し出しを行っています。本市では、家庭から排出されるごみの約 3 割が生ごみであることから、生ごみ排出量の減量は排出抑制効果が十分期待されます。今後も生ごみ処理機の普及・啓発に努め、ごみ減量意識の向上を推進していきます。
- ③ 生ごみ処理容器、生ごみ処理機の購入補助を行っています。購入補助を行うことによって、生ごみ処理容器、生ごみ処理機の普及を促し、家庭からの生ごみ排出量の減少に取り組んでいきます。
- ④ レジ袋の削減やリサイクルへの理解を促す「マイバック運動」に取り組んでいます。これまでの「マイバッグ運動」の成果により、市民の間にマイバッグの利用がほぼ定着していますが、さらに根付くよう啓発していきます。
- ⑤ 現有施設では、小学生、自治会等市民各層の見学を広く受入れ、ごみ処理の実状と環境問題について説明を行い、環境教育に努めています。今後新たに整備するリサイクルセンターにおいても、環境教育や環境活動の拠点として活用を図りま

す。

- ⑥ 観光地における観光客や旅館、観光施設等に対し、ごみの持ち帰り励行等、観光ごみの発生抑制を推進していきます。
- ⑦ 市内団体がイベント等で飲食を提供する際、使い捨て容器ではなくリユース食器を使用した費用を補助する「リユース食器導入促進事業」を行い、ごみの発生抑制を図っています。また、各種イベントにおいては「マイはし作り教室」を共催し、広く普及啓発に努めていきます。

イ 分別収集の推進

紙類、ビン類、缶類、布類、プラスチック類、廃食油を分別収集しており、リサイクルを推進しています。平成 20 年度から市内全域に年末・年始を除いて常時利用することのできるリサイクルステーションを整備し、統一した分別収集を行っており、6 種類 18 品目を回収しています。

ウ 廃樹木、廃食油のリサイクルの推進

木を有効な資源として活用することにより、化石燃料の消費を抑え、地球温暖化防止に貢献するため、廃樹木のリサイクルを推進しています。

木質バイオマスのペレット化に取り組んでおり、市内の製材所で、平成 20 年からペレットの製造を行っています。山梨市の施設でも木質バイオマスの利用を行っており、市役所のエントランスホールや市内の小中学校にペレットストーブを設置して、木質バイオマスの普及啓発を行っています。また、木質バイオマス資源循環実証試験事業を実施しており、平成 27 年度には、山梨の特産品である桃やぶどう等の植え替え時に出る伐採樹木を収集し、木質バイオマス燃料とする取組を行いました。木質バイオマスストーブまたは木質バイオマスボイラーの設置者に対し、設置費用の一部を補助する制度を設け、木質バイオマスの普及促進に取り組んでいます。

廃食油の BDF 化の取組については、平成 20 年度から市内全域のリサイクルステーション及び公共施設廃食油の回収を行い、市の直営による BDF プラントにおいて精製し、スクールバスなど公用車の燃料として利用しています。

エ 生活雑排水対策に関する普及啓発

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次のような対策の推進を図ります。

- ・水切り袋の使用、廃油の回収等の排出抑制対策の推進
- ・広報誌・ホームページ・チラシ配布等による広報活動の実施

オ 浄化槽の適正な維持管理の指導

今後も、家庭等に設置されている浄化槽の維持管理について、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を適正に実施するよう、指導・啓発を行っていきます。

カ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進

現在使用されている単独処理浄化槽に対し、汚濁負荷の低減を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。広報誌・ホームページ等による広報及び現場確認時には、転換促進の指導を行っていきます。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

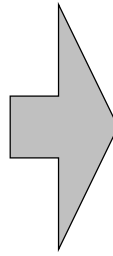
分別区分及び処理方法の現状と今後を表3に示します。また、区分された廃棄物の詳細内容及び現有施設の概況を添付資料4(P27)に示します。

新施設では、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）を整備し、地域内での処理の広域化を図ります。処理の広域化にあたっては、行政間での処理体制を構築するとともに、各市の分別区分等の見直しの検討を行います。施設から発生するスラグ、その他の再生資源物については有効利用を図っていきます。

新たにストックヤードを整備し、より有効な資源化の促進を行います。処理受入をしないタイヤ、バッテリー等の適正処理困難物については、専門処理業者を市民へ情報提供する等、適正処理に向けた仲介を推進していきます。

表 3 本地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成27年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
可燃ごみ	可燃ごみ	山梨市環境センター(焼却施設) 東山梨環境衛生センター(焼却施設)	9,768
	可燃性粗大ごみ	民間施設	457
	廃樹木		152
乾電池	選別		620
ガラス類			
金物類			
不燃性粗大ごみ			
資源物	紙類	民間施設	1,837
	布類		
	カン類		
	ビン類		
	プラスチック類		
	廃食用油		
集団回収			245



今後(平成34年度)						
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)		
		一次処理	二次処理			
可燃ごみ	可燃ごみ	焼却及び余熱利用	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(焼却施設)	(回収金属)売却、(スラグ)売却、(溶融飛灰)埋立処理	8,680	
	可燃性粗大ごみ				426	
	廃樹木				リサイクル	選別、再資源化
不燃ごみ	乾電池	選別	選別、再資源化	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(リサイクルセンター)、民間施設	(金属類)売却、(不燃性残さ)甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(焼却施設)、民間施設	579
	ガラス類					
	金物類					
	不燃性粗大ごみ					
資源物	紙類	リサイクル	選別、圧縮、保管、再資源化	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(リサイクルセンター)、民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(焼却施設)、民間施設	1,717
	布類					
	カン類					
	ビン類					
	プラスチック類					
	廃食用油					
集団回収						228

※平成 29 年度から処理方法を変更

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

山梨市環境センターのごみピット中の組成を例として見ると、紙・布類が3割から4割程度を占めており、オフィスペーパー等の事業系紙類が多く含まれると考えられます。よって、関係機関等の協力を頂きながら紙類のリサイクルの推進を図り、可燃ごみの減量化を推進します。

一方、生ごみの組成は2割から3割程度を占めており、こちらも減量化の余地があります。本市は豊かな観光資源に恵まれた地域であり、多くの飲食店や宿泊所が営まれています。これらの事業所から排出される生ごみの一部は、市のごみ処理施設等で焼却処理されています。今後は事業系生ごみの減量化を目指し、関係機関等の協力も得ながら、飲食業や宿泊所に生ごみの水切り、食材の有効利用等を啓発していきます。

事業所自体のごみ減量、また事業者から消費者へのごみ減量化の働きかけを実現する一つの方策としては、「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会」での取り組みが挙げられます。協議会においてはマイバッグ等の持参促進及び削減に関する協定に大型店舗が所在する山梨市も参加しており、レジ袋を削減するための方策の検討、レジ袋の無料配布を中止する店舗の拡大、レジ袋削減・マイバッグ持参について県民の理解を深めるための啓発活動などが行われており、このような事業者・市民・行政の三者協働の取組を今後も継続していきます。

なお、新施設の稼働年次である平成29年度には、受入範囲の拡大により事業系ごみ処理量は、増加すると予想されます。よって、減量化及び分別の徹底の指導等をなお一層推進していきます。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行われていませんが、今後は状況に応じて適宜対応を検討します。

エ 生活排水処理体制の現状と今後

現在、山梨市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、山梨市環境センターし尿処理場で一元処理しています。山梨市環境センターし尿処理場から排出される汚泥は、焼却処理しています。

今後、生活排水の処理については上記の処理体制を引続き行っていくとともに、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。また、山梨市環境センターし尿処理場では下水道放流を行うために施設改造工事を進めていきます。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

【一般廃棄物等の処理について】

- ◇市民及び事業者に対し、減量化・分別の徹底等についての様々な施策を推進していきます。
- ◇資源物の有効利用を推進するため、山梨市環境センターごみ焼却場を解体し、その跡地にストックヤードを整備することで、より効果的な資源化を行います。

【生活排水処理について】

- ◇生活排水対策に関する普及啓発を推進します。
- ◇単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◇下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。
- ◇し尿及び浄化槽汚泥は、引き続き山梨市環境センターし尿処理場で適正処理を行いますが、将来的には、下水道放流方式に変更していきます。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表 4 の通り、必要な処理施設の整備を行います。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ストックヤード	山梨市環境センターごみ焼却場解体工事及びストックヤード建設	1,000 m ²	山梨市南2151	H29年度～H30年度

(整備理由)

事業番号 1 資源物有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 5 のとおり行います。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	整備施設種類	直近の整備済基数 (基) (平成27年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	155	95	335	H29年度～H33年度
3	浄化槽市町村整備推進事業	632	60	230	H29年度～H33年度
合計		787	155	565	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生利用品の需要拡大事業

本市から発生している廃棄物の処理を行う、甲府・峡東クリーンセンターの高効率ごみ発電施設で発生するスラグについては、有効利用を目指し、公共事業を含めて圏域内外の建築・土木資材等として使用するよう、住民及び事業者の理解と協力を求めます。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電の適正な処理について、広報にて市民に対して周知を図っていますが、依然として、集積所に排出する市民も存在します。その場合には、収集せずに 2 週間、適正な排出を促す貼紙をして、持ち帰りを促しています。

今後も、廃家電の適正なリサイクルに向けて、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を

行います。

ウ 不法投棄対策

不法投棄防止パトロール員及び山梨市安全安心警戒パトロール員の配備、不法投棄監視協力員等による監視体制の整備を図っています。『不法投棄をしない、させない』といった不法投棄を許さない社会の確立を目標に、啓発看板や広報等により一層の啓発活動に努めています。

本市では、今後も上記取組みを一層推進すると共に、各関係機関が連携をとりながら、不法投棄防止に努めます。

また、散乱ごみについては、広報や観光地での呼びかけにより意識啓発に努めるとともに、自治会、ボランティア団体、企業等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

エ 災害時の廃棄物処理

ごみ処理に関しては、「震災廃棄物処理基本計画」の内容を踏まえ、災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を市内及び周辺市町村で構築します。

生活排水に関しても、「震災廃棄物処理基本計画」を踏まえ、災害時に発生する生活排水の処理体制を構築します。仮設トイレについては、必要数を速やかに避難場所等に設置し、仮設トイレの日常的な維持管理については、避難住民を中心として行います。排出されるし尿等は、山梨市環境センターし尿処理場まで運搬し、処理します。また、「山梨市地域防災計画」に基づき、民間団体へ廃棄物処理の協力支援を要請します。

災害時の仮置き場を以下のとおりとします。

山梨市

山梨市環境センター周辺 1,500 m²

なお、上記で示した場所以外にも、以下に示す点を考慮しながら、仮置き場の十分な確保を検討していきます。

- 市が所有する空地
- 交通障害が発生しにくい場所
- 一時的に大量に発生する廃棄物へ対応できる十分なスペースをもった場所

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて、山梨県及び国による協議会を開催します。結果に対する意見交換を各関係者間で行いながら、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させます。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1(平成 29 年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	山梨市	(2) 地域内人口	36,089人	(3) 地域内面積	289.80km ²
(4) 構成市町村等名	山梨市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状							目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,498	2,682	2,754	2,706	2,611	2,610	2,533	2,201 (H27比 -13.1 %)
	1事業所あたりの排出量(トン/事業所)	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.6 (H27比 -9.5 %)
	家庭系 総排出量(トン)	10,426	10,265	10,541	10,646	10,575	10,231	10,301	9,343 (H27比 -9.3 %)
	1人あたりの排出量(kg/人)	227	223	232	237	235	227	230	226 (H27比 -1.8 %)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	12,923	12,947	13,295	13,352	13,186	12,842	12,835	11,544 (H27比 -10.1 %)
集団回収量	集団回収量(トン)	318	310	294	286	283	267	245	228 (H27比 -6.6 %)
再生利用量	直接資源化量	1,858 (14.4%)	1,846 (14.3%)	1,789 (13.5%)	1,730 (13.0%)	1,748 (13.3%)	1,685 (13.1%)	1,573 (12.3%)	1,612 (14.0 %)
	総資源化量	3,067 (23.2%)	3,048 (23.0%)	2,948 (21.7%)	2,882 (21.1%)	2,916 (21.6%)	2,836 (21.6%)	2,730 (20.9%)	3,405 (28.9 %)
	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—	4,216 MWh
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理後の差 トン)	8,788 (68.0%)	8,815 (68.1%)	9,369 (70.5%)	9,325 (69.8%)	9,114 (69.1%)	8,759 (68.2%)	8,896 (69.3%)	7,817 (67.7 %)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,386 (10.7%)	1,395 (10.8%)	1,272 (9.6%)	1,432 (10.7%)	1,439 (10.9%)	1,514 (11.8%)	1,452 (11.3%)	551 (4.8 %)

※添付資料2(P25)に指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付した。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定日	更新廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	備考
焼却施設	山梨市	焼却	有	35t/8h	昭和60年3月	廃止 平成29年度	施設老朽化				
焼却施設	東山梨環境衛生組合	焼却	有	25t/8h	平成8年4月	廃止 平成29年度	施設老朽化				
高効率ごみ発電施設	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合							流動床ガス化溶融 (全連続燃焼方式)	平成29年3月	369t/日	
リサイクルセンター	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合							破碎・選別・圧縮・保管		67t/日	
ストックヤード	山梨市					新設			平成31年4月	1,000m ³	
し尿処理施設	山梨市	標準脱窒素処理方式 (低希釈法)	有	45kL/日	昭和58年1月						

※添付資料5の図1、図2(P27～)に施設の状況(現況・予定)を地図上に示したものを添付した。

4. 生活排水処理の現状と目標(山梨市)

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度
総人口		37,937	37,690	37,298	36,978	36,588	36,089	33,726
下水道	汚水衛生処理人口	12,208	12,522	12,818	13,347	13,633	13,993	17,476
	汚水衛生処理率	32.2%	33.2%	34.4%	36.1%	37.3%	38.8%	51.8%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	4,581	4,840	5,099	5,104	5,331	5,569	6,694
	汚水衛生処理率	12.1%	12.8%	13.7%	13.8%	14.6%	15.4%	19.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	21,148	20,328	19,381	18,527	17,624	16,527	9,556

※添付資料3の図2 (P26) に指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の内容

施設種別	事業主体	現有施設の内容(平成27年度)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	山梨市	155	628	平成13年	95	335	平成34年	
浄化槽市町村整備推進事業	山梨市	632	1,552	平成8年	60	230	平成34年	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成 29 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○再生利用に関する事業							401,000	251,000	150,000				381,000	246,000	135,000				
ストックヤード							401,000	251,000	150,000				381,000	246,000	135,000				
山梨市環境センターごみ焼却場解体工事及びストックヤード建設	1	山梨市	1,000	m ²	H29	H30	401,000	251,000	150,000				381,000	246,000	135,000				
○浄化槽に関する事業							97,680	19,536	19,536	19,536	19,536	19,536	97,680	19,536	19,536	19,536	19,536	19,536	
浄化槽設置整備	2	山梨市	95	基	H29	H33	35,900	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180	35,900	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180	
浄化槽市町村整備推進	3	山梨市	60	基	H29	H33	61,780	12,356	12,356	12,356	12,356	12,356	61,780	12,356	12,356	12,356	12,356	12,356	
合 計							498,680	270,536	169,536	19,536	19,536	19,536	478,680	265,536	154,536	19,536	19,536	19,536	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度		
発生抑制・再使用の推進に関するもの	11	環境教育、普及啓発、助成の推進	減量化の普及啓発、生ごみ処理容器等の助成制度、観光ごみへの対応等を推進する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		環境教育、普及啓発、助成の推進						
	12	分別収集の推進	市内全域に年末・年始を除いて常時利用することのできるリサイクルステーションを整備し、統一した分別収集を行う。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		分別収集の推進						
	13	廃樹木、廃食油のリサイクルの推進	廃樹木のチップ化、木質バイオマスボイラー、ストーブの普及、廃食油のBDF化を推進する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		廃樹木、廃食油のリサイクルの推進						
	14	生活雑排水対策に関する普及啓発	水切袋の使用等、生活雑排水対策に関する普及啓発を行う。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		普及啓発の実施						
	15	浄化槽の適正な維持管理の指導	浄化槽の維持管理について、保守点検等の維持管理を適正に実施するよう指導する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		浄化槽の適正な維持管理の指導						
	16	単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進	合併処理浄化槽の普及及び単独浄化槽の合併処理への転換を促進する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		合併処理浄化槽への転換						
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード	ストックヤードを整備し、資源物の有効利用を促進する。	山梨市	H 29 年度	H 30 年度	○	解体	整備・設置					
	2	浄化槽整備	合併浄化槽を整備し、衛生的な循環水処理システムを推進する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度	○	整備・設置						
	3	浄化市町村槽整備		山梨市	H 29 年度	H 33 年度	○	整備・設置						
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	施設から発生するスラグの利用を促進する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		ルート開拓						
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		普及啓発						
	43	不法投棄対策	不法投棄の情報提供・早期発見、意識啓発を行う。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		情報提供・早期発見、意識啓発						
	44	災害時の廃棄物処理	災害時に発生する廃棄物について、周辺市町村で協力体制を構築する。	山梨市	H 29 年度	H 33 年度		災害時におけるごみ処理・生活排水処理体制の確保						

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	山梨市
(2) 施設名称	山梨市環境センター（ストックヤード）
(3) 工期	平成29年度～平成30年度
(4) 施設規模	設置面積：1,000m ²
(5) 処理方式	一時保管
(6) 地域計画内の役割	資源化の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(10) ストック対象物	資源物(金物、ガラス、古紙類、布類、廃樹木等)、可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ
(12) 事業計画額	401,000千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	山梨市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道等未整備区域において、生活排水により公共用水域の水質汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、合併浄化槽を設置する者に補助を行う。
(4) 事業期間	平成29年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域(旧山梨市地域)及び牧丘町地域を除く地域とする。ただし、峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域における事業計画外区域は対象とする。
(6) 事業計画額	総事業費 35,900千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

浄化槽設置整備事業

(千円)

人槽区分	交付対象基数 (335人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業 費
5人槽	50 (150人分)	16,600	16,600	16,600
6～7人槽	40 (160人分)	16,560	16,560	16,560
8～10人槽	5 (25人分)	2,740	2,740	2,740
合計	95基 (335人分)	35,900	35,900	35,900

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	山梨市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道等未整備区域において、生活排水により公共用水域の水質汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、合併浄化槽を設置する。
(4) 事業期間	平成29年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽市町村整備推進事業実施要項第3事業(1)のア、(コ)及び(サ)
(6) 事業計画額	総事業費 61,780千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

浄化槽市町村整備推進事業

(千円)

人槽区分	交付対象基数 (230人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業 費
5人槽	20 (60人分)	16,740	16,740	16,740
6～7人槽	30 (120人分)	31,290	31,290	31,290
8～10人槽	10 (50人分)	13,750	13,750	13,750
合計	60基 (230人分)	61,780	61,780	61,780



図 1 関係施設の位置図（ごみ処理）



図 2 関係施設の位置図（生活排水処理）

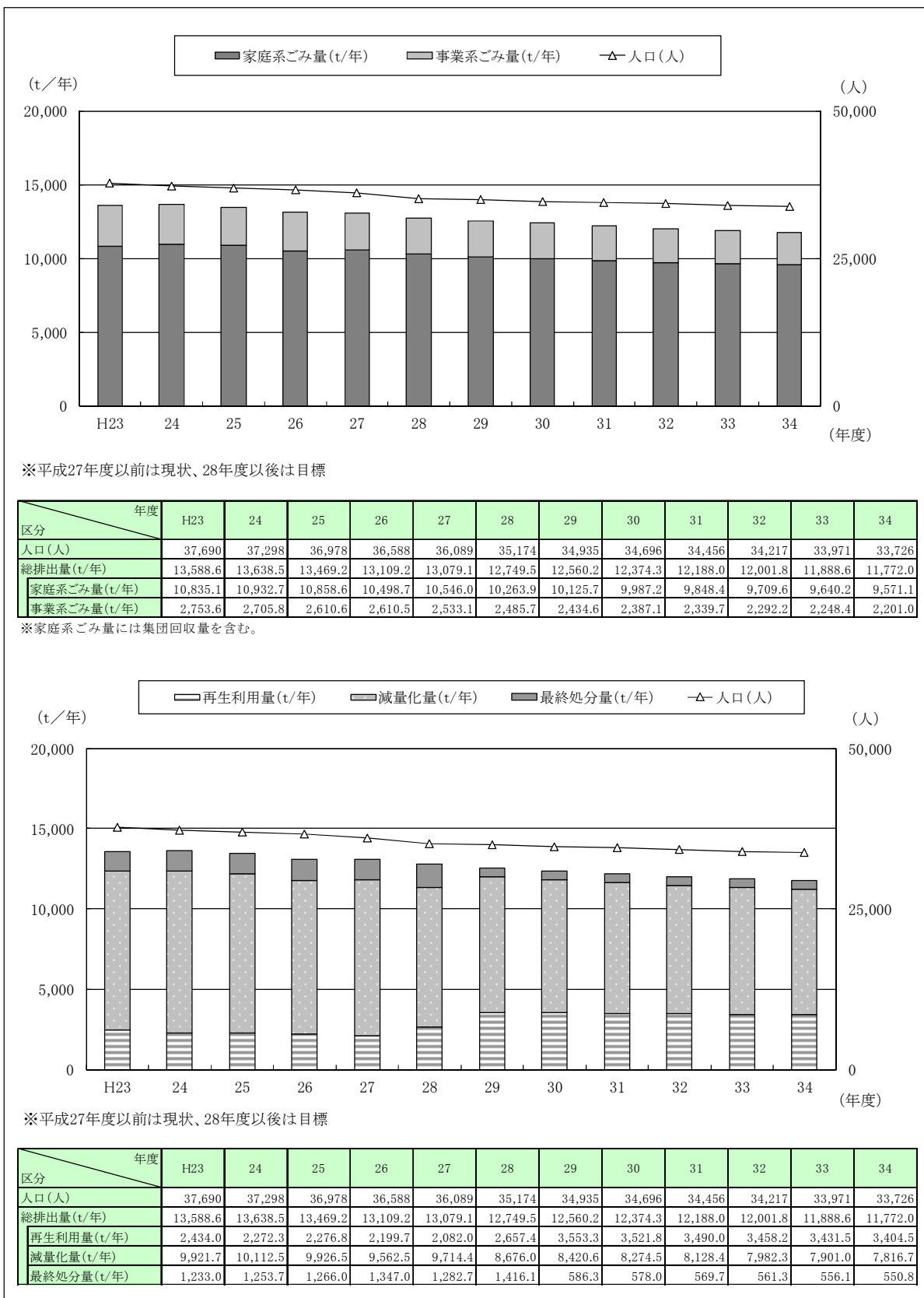


図 1 指標と人口との要因に関するトレンドグラフ(ごみ処理)

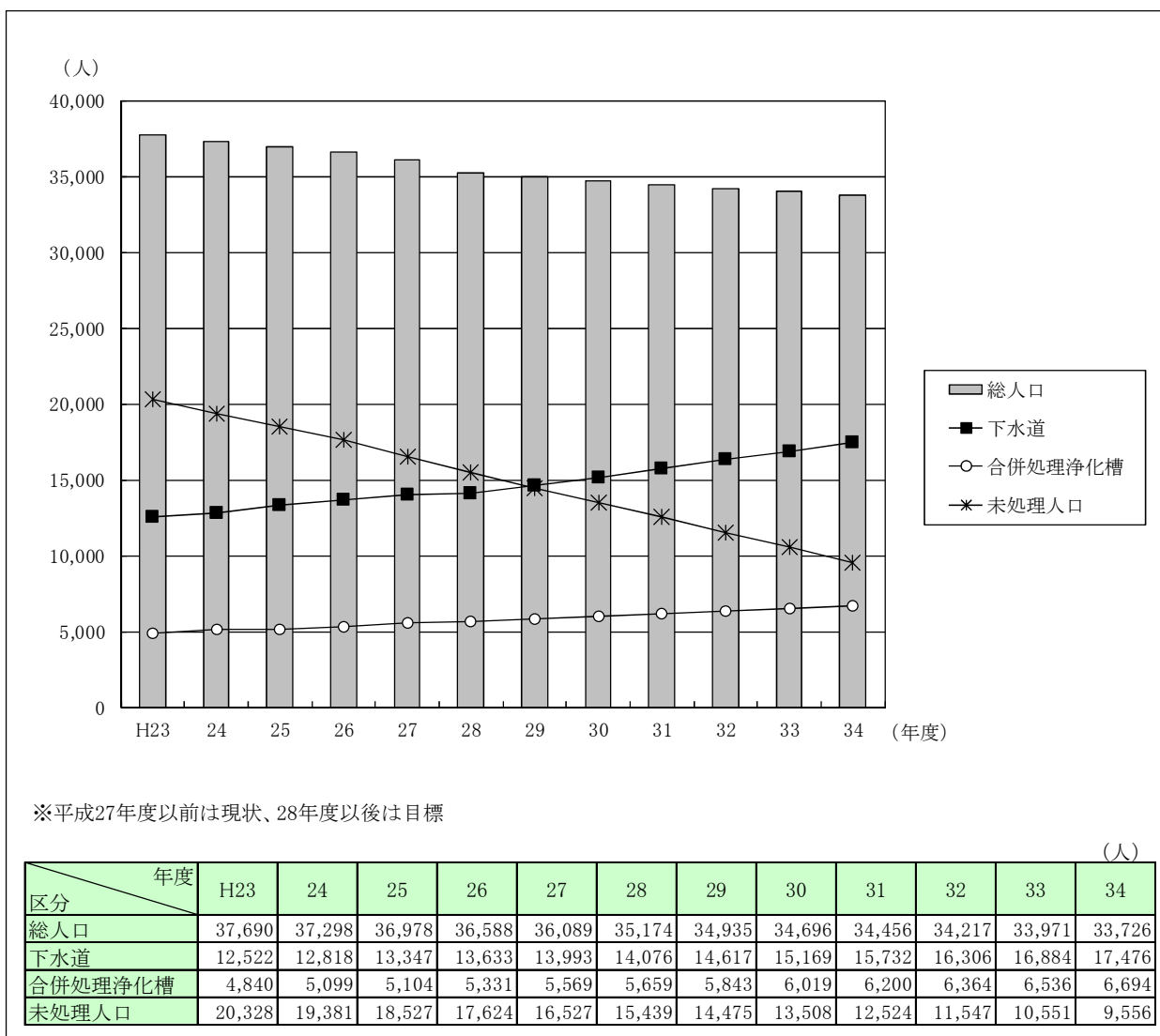


図 2 指標と人口との要因に関するトレンドグラフ(生活排水処理)

表 1 本市の家庭ごみの詳細分別区分の現状と今後

現状(平成27年度)			今後(平成34年度)		
分別区分	内容		分別区分	内容	
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、生花、小枝等、紙おむつ、プラスチック製品、ビデオテープ、カセットテープ等	可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、生花、小枝等、紙おむつ、プラスチック製品、ビデオテープ、カセットテープ等
	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ		可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ
	廃樹木	庭木の枝等		廃樹木	庭木の枝等
不燃ごみ	乾電池	乾電池、ボタン電池	不燃ごみ	乾電池	乾電池、ボタン電池
	ガラス類	ビン、化粧ビン、コップ、その他ガラス類		ガラス類	ビン、化粧ビン、コップ、その他ガラス類
	金物類	カン類、金物類、スプレー缶等		金物類	カン類、金物類、スプレー缶等
	不燃性粗大ごみ	家庭電化製品、自転車、スチール家具、農機具		不燃性粗大ごみ	家庭電化製品、自転車、スチール家具、農機具
資源物	紙類	新聞紙、雑誌、チラシ、段ボール、ミックス紙、紙バッグ等	資源物	紙類	新聞紙、雑誌、チラシ、段ボール、ミックス紙、紙バッグ等
	布類	綿100%製品の衣類(肌着、タオル類)		布類	綿100%製品の衣類(肌着、タオル類)
	カン類	アルミ缶、スチール缶		カン類	アルミ缶、スチール缶
	ビン類	透明ビン、茶色ビン、その他ビン		ビン類	透明ビン、茶色ビン、その他ビン
	プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック		プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック
	廃食用油	使用済み等の植物油		廃食用油	使用済み等の植物油
集団回収	新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ等、紙バッグ		集団回収	新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ等、紙バッグ	

※平成 29 年度から処理方法を変更

表 2 ごみ処理施設の概要

施設名	受入対象地域	稼動年月	施設規模	場所
①山梨市環境センター(焼却施設)	山梨市	S60.3	35t/8h	山梨市南2151
②東山梨環境衛生センター(焼却施設)	笛吹市 山梨市 甲州市	H8.4	25t/8h	山梨市牧丘町成沢2000

表 3 し尿処理施設の概要

施設名	受入対象地域	稼動年月	施設規模	場所
山梨市環境センターし尿処理場	山梨市	S58.1	45kL/日	山梨市南2160

現況：平成27年度



予定：平成34年度



図 1 計画地域内の施設の現況と予定（ごみ処理）

現況:平成27年度



予定:平成34年度



図2 計画地域内の施設の現況と予定(生活排水処理)

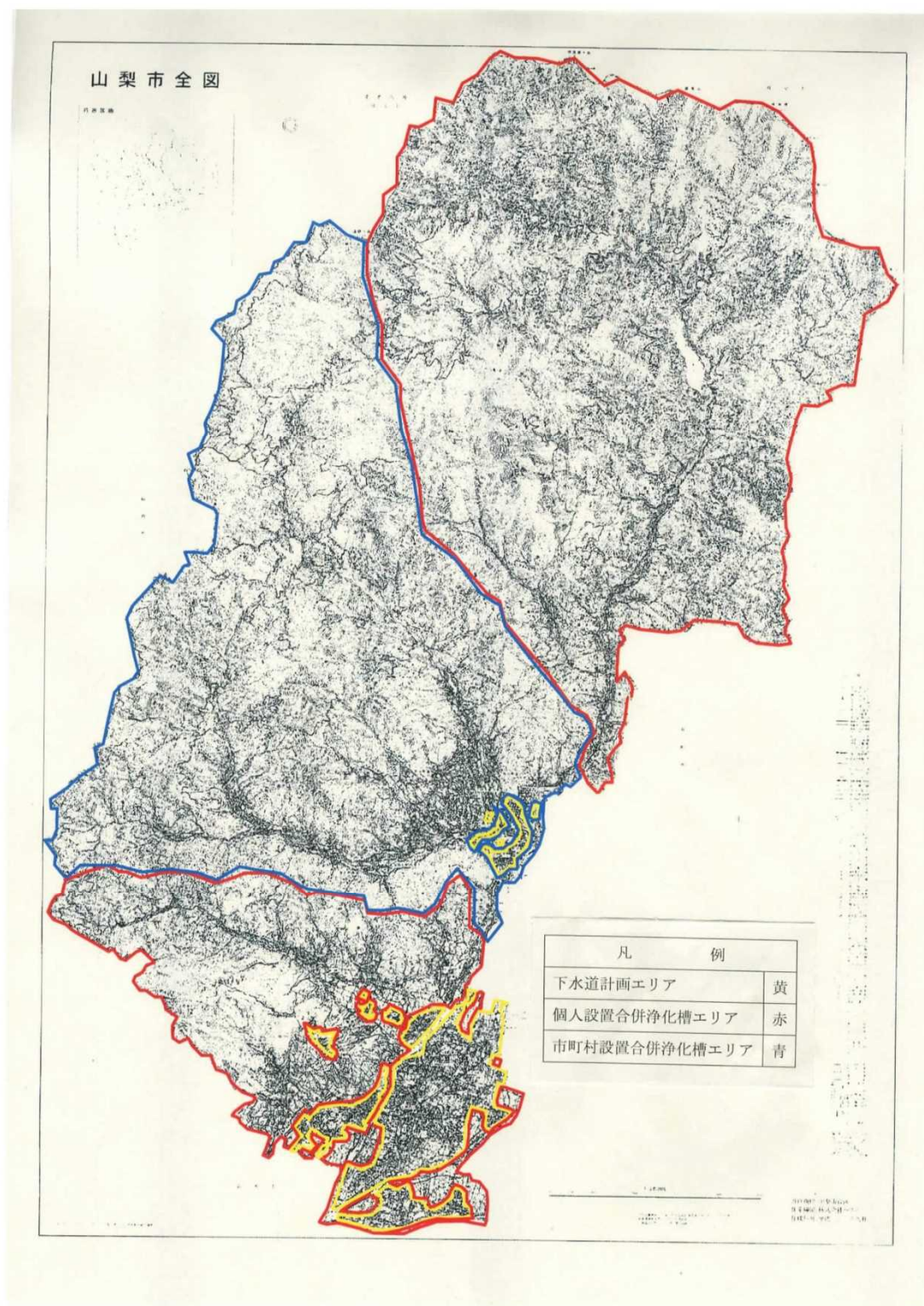


図 3 生活排水区分別エリア図